委託契約書(案)

1 委託研修名 コミュニケーション能力向上研修(採用後2年目)

2 履行場所 岡山市北区大供二丁目3番16号

3 委託期間 契約締結の日から令和5年10月6日まで

4 委託内容 別紙仕様書のとおり

5 委 託 料 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

6 契約保証金 免除

上記の委託(以下「委託」という。)について、岡山市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により、契約を締結 し、信義に従って、誠実にこれを履行する。

(履行)

- 第1条 乙は、この契約書及び仕様書に従い、委託を履 行するものとする。
- 2 この契約書に定める催告,申請,請求,通知,承諾 及び解除は,書面により行わなければならない。 (権利義務の譲渡等)
- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第 三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担 保の目的に供してはならない。ただし、甲の承認を得 たときは、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 乙は,委託の全部又は大部分を一括して第三者 に委任し,又は請け負わせてはならない。

(一部委任又は下請負の通知)

第4条 乙は、委託の一部を委任し、又は下請負すると きは、相手方の名称その他甲が必要と認める事項をあ らかじめ甲に対して通知しなければならない。

(指名停止期間中の者等の下請負等の禁止)

- 第4条の2 乙は、委託の全部又は一部を甲から指名停止を受けている者又は指名停止を理由として有資格者 名簿から削除された者で当該指名停止期間が満了していない者に委任し、又は請け負わせてはならない。 (委託料内訳書)
- 第5条 乙は、甲が委託料内訳書の提出を求めたときは、 これに応じなければならない。

(委託の着手)

- 第6条 乙は、仕様書に定めのある場合を除くほか、特別の事情がない限り契約締結日後速やかに委託に着手しなければならない。
- 2 乙は、委託に着手したときは、所定の様式による着 手届を甲に提出しなければならない。 (監督)
- 第7条 甲は、委託の施行について、乙を指示し、又は 監督するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する指示又は監督を関係職員(以下「監督員」という。)に行わせることができる。
- 3 監督員は、委託の的確な履行を確保するため、岡山市契約規則(平成元年市規則第63号)の規定により処理すべきもののほか、契約書及び仕様書で定められた事項の範囲内において、次に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 契約の履行についての乙に対する指示,承諾又は協議
 - (2) 仕様書に基づく委託の施行の状況の把握及び点検 又は検査
 - (3) その他委託の施行上必要な事項

円)

4 甲は、第2項の規定により監督員をおいたときは、 当該監督員の職名及び氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

(委託関係者に関する措置請求)

第8条 甲は、乙が委託を施行するために使用している 下請負人、労働者等で委託の施行又は管理につき著し く不適当と認められる者があるときは、乙に対して、 その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請 求することができる。

(委託期間の延長)

- 第9条 乙は、天災その他正当な事由により委託期間内 にその義務を履行できないときは、その理由を書面に より明らかにし、委託期間の延長を甲に申請すること ができる。
- 2 甲は、前項に規定する申請があった場合は、その事実を審査し、正当な理由があると認めるときは、こと協議して委託期間の延長日数を定めるものとする。 (履行遅滞の場合における損害金等)
- 第10条 甲は、前条の場合を除くほか、乙が委託期間 内に義務を履行できないため委託期間の延長を申請し た場合において、申請委託期間内に履行できる見込み があるときは、委託期間の延長を承認することができ

3.

- 2 甲は、前項の規定により委託期間の延長を承認した ときは、委託料額につき遅延日数に応じ、年2.5パ ーセントの割合で計算した額を遅延損害金として徴収 することができる。
- 3 前項の場合において、委託期間内に契約の一部を履行したときは、これに相当する金額を委託料額から控除して得た金額を委託料額とみなし計算する。ただし、控除すべき金額を計算できない場合は、この限りでない。
- 4 第2項の遅延損害金は、指定期限内に納付するもの とし、納付しないときは委託料額からこれを控除する ことができる。
- 5 第2項の遅延損害金の徴収に係る日数計算について は、検査に要した日数はこれを算入しない。
- 6 甲の責めに帰すべき事由により、第21条第2項の 規定による委託料の支払が遅れた場合においては、乙 は、未受領委託料金額につき、遅延日数に応じ、年2. 5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を 甲に請求することができる。

(委託料額の変更)

第11条 契約締結後において物価,賃金等の変動を理由として,委託料額の変更をすることはできない。ただし,経済情勢の著しい変化その他予期することのできない特別の事情により物価及び賃金に著しい変動を生じ,委託料額が著しく不適当となったときは,その実情に応じて,甲は,乙と協議の上,委託料額を変更することができる。

(契約の変更)

第12条 この契約を変更するときは、変更契約書を作成の上、甲乙双方記名押印しなければならない。ただし、契約変更の内容が軽微なもので、その必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(委託の変更, 中止等)

- 第13条 甲は、必要があると認めるときは、乙に通知し、委託内容を変更し、又は委託の全部若しくは一部の施行を一時中止させることができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、次項に定めるところにより、委託期間若しくは委託料額を変更し、又は必要な費用等を負担するものとする。
- 2 委託期間又は委託料額の変更は、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 3 甲は、天災その他の不可抗力により、乙が委託を施 行できないと認めるときは、第1項の規定により、委 託の全部又は一部の施行を中止させるものとする。 (条件変更等)
- 第14条 乙は、委託の施行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。
 - (1) 仕様書に誤り又は脱漏があること。
 - (2) 仕様書の表示が明確でないこと。
 - (3) 仕様書で明示されていない施行条件について予期 することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の確認を求められたとき、又は自ら 前項に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行 い、その結果(これに対して取るべき措置を指示する 必要があるときは、当該指示を含む。)を乙に通知し なければならない。
- 3 第1項の事実が甲及び乙の間において確認された場合において、必要があると認められるときは、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 4 前項の場合において、甲は、必要があると認めると きは、乙と協議して委託期間若しくは委託料額を変更

し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担するものとする。

(委託期間の短縮等)

- 第15条 甲は、特別の理由により委託期間を短縮する 必要があるときは、乙に対して委託期間の短縮を請求 することができる。この場合において、短縮日数は、 乙と協議して定めるものとする。
- 2 前項の場合において、甲は、必要があると認めると きは、乙と協議して委託料額を変更し、又は乙に損害 を及ぼしたときは必要な費用を負担するものとする。 (臨機の措置)
- 第16条 乙は、災害防止等のため必要があると認める ときは、臨機の措置をとらなければならない。この場 合において、必要があると認めるときは、乙は、あら かじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、 緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく監督員に通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他委託の施行上特に必要が あると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとるこ とを求めることができる。
- 4 甲は、乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、委託料額の範囲内において負担することが適当でないと認める部分については、これを負担するものとする。この場合において、負担額は、乙と協議して定めるものとする。

(委託料額の変更に代える仕様書の変更)

- 第17条 甲は、第11条、第13条から前条までの規定により委託料額を増額すべき場合(費用を負担すべき場合を含む。)において、特別の理由があるときは、委託料額の増額に代えて、又は増額とともに仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、乙と協議して定めるものとする。(委託の完了)
- 第18条 乙は、委託が完了したときは、速やかに、所 定の様式の完了通知書を、甲に提出しなければならない
- 2 甲は、前項の規定により完了通知書の提出を受けた ときは、監督員に委託の完了を確認させ、速やかに検 査の手続をとるものとする。

(検査

- 第19条 甲は、完了通知書を受理した日から起算して 10日以内に検査をしなければならない。
- 2 甲は、あらかじめ仕様書に検査を行うことを定めた場合において必要があると認めたときは、中間検査をすることができる。
- 3 甲は、前2項に規定するもののほか、必要があると 認めるときは、随時に検査をすることができる。 (検査の委任)
- 第20条 甲は、前条の検査を委任する職員(以下「検査員」という。)に行わせることができる。ただし、 必要があると認めるときは、検査員以外の者に検査を 委嘱することができる。

(委託料の支払)

- 第21条 乙は,第19条第1項の検査に合格したときは,委託料の支払を甲に請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求 を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければ ならない。

(甲の任意解除権)

第22条 甲は、委託が完了するまでの間は、次条又は 第24条の規定によるほか、必要があるときは、この契 約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に おいて、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償し なければならない。

(甲の催告による解除権)

- 第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 委託期間内に契約の履行をしないとき、又はその履行の見込みがないとき。
 - (2) 契約の履行に当たり甲の担当職員の指揮監督に従わないとき、又はその職務の執行を妨害し、契約の目的が達せられないとき。
 - (3) 正当な理由なく、第32条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、法令、岡山市契約規則又はこの契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

- 第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると きは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) この契約の全部を履行することができないことが明らかであるとき。
 - (2) 乙がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき
 - (7) 第26条又は第27条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
 - (8) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を,乙 が法人である場合にはその役員又は支店若しくは 委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下 この号において同じ。)が暴力団員であると認め られるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与して いると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己,自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって,暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 暴力団関係法人等(暴力団,暴力団関係者(暴力団員,集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者又は暴力団に協力し,若しくは関与する等これと関わりを持つ者をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人,組合等をいう。)であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の 契約に当たり、その相手方がアから力までのいず れかに該当することを知りながら、当該者と契約 を締結したと認められるとき。
- ク 乙が、アからカまでのいずれかに該当する者を 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契 約の相手方としていた場合(キに該当する場合を 除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求 め、乙がこれに従わなかったとき。
- ケ 入札,随意契約のための見積り及び契約の履行 に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたに もかかわらず、遅滞なくその旨を甲に届け出なか ったとき。
- (9) 契約の締結又は履行に当たって不正の行為があったとき。
- (10) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
- (11) 甲から岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア, 同項第2号ア,第8項第1号又は第9項のいずれか に該当することを理由として指名停止されたとき。 (甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第25条 第23条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。 (乙の催告による解除権)
- 第26条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

- 第27条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、 直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 契約の内容を変更したため、委託料額が3分の1以下に減少したとき。
 - (2) 契約の履行の中止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

- 第28条 第26条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。 (契約解除等の通知)
- 第29条 契約の解除等の通知をするときは、書面により遅滞なく行わなければならない。

(契約解除に伴う措置)

第30条 甲は、契約が委託完了前に解除された場合に おいて、必要があると認めるときは、既済部分を検査

- の上,これに相当する委託料を乙に支払わなければならない。ただし,違約金等を徴収するときは,支払金はこれと差し引き清算することができる。
- 2 前項に規定する措置の期限,方法等については,契約の解除が第23条,第24条又は次条第3項の規定によるときは甲が定め,第22条,第26条又は第27条の規定によるときは甲及び乙が協議して定めるものとする。この場合において,甲は,乙の協議及び立会い等が得られないときは,契約保証人又は相当と認める関係人をもってこれに代えることができる。
- 3 委託完了後にこの契約が解除された場合は、解除に 伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規 定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求等)

- 第31条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると きは、これによって生じた損害の賠償を請求することが できる。
 - (1) 委託期間内に委託を完了することができないとき。
 - (2) 業務の施行に契約不適合があるとき。
 - (3) 第23条又は第24条の規定により、委託完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った 履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害 賠償に代えて、乙は、委託料額の100分の10に相当 する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わな ければならない。ただし、甲が違約金を徴収する必要が ないと認めたときは、この限りでない。
 - (1) 第23条又は第24条(第11号を除く。)の規定により委託完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 委託完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又 は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務につい て履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は, 前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の 規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において,民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らしてこの責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、甲は、委託料額から既済部分に相応する委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。
- 6 甲は、第2項の規定により支払われた金額が契約解除により甲に与えた損害を補てんすることができないときは、その不足額に相当する金額を乙から徴収することができる。

(乙の損害賠償請求等)

第32条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第26条又は第27条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第21条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(契約解除等の通知)

第33条 契約の解除等の通知をするときは、書面により遅滞なく行わなければならない。

(談合その他の不正行為の場合における賠償金)

- 第34条 乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対し、この契約による委託料額の100分の20に相当する額を甲が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。当該契約が完了した後においても、同様とする。
 - (1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。),第8条の2第1項若しくは第3項,第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして 独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8 条の3において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付 命令が確定したとき。
 - (3) 独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟において、乙の訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に 規定する損害賠償金の額を超える場合において、その 超過分につき甲が乙に賠償請求することを妨げるもの ではない。
- 3 乙が第1項の規定に基づく損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙から徴収するものとする。
- 4 第1項の規定に該当する場合においては、甲は契約を解除することができる。

(紛争の解決)

- 第35条 甲及び乙は、契約に関し、双方の間に紛争が 生じたときは、第三者のあっせん又は調停によりその 解決を図るものとする。ただし、甲及び乙の一方又は 双方があっせん又は調停により紛争を解決する見込み がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 甲及び乙は、特別に定めたものを除き、紛争の処理 に要する費用を各自負担する。

(秘密の保持)

第36条 乙は、この契約履行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

できない事由によるものであるときは、この限りでない。| 第37条 この契約に定めのない事項については、必要

に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市

岡山市長 大森雅夫

乙 住所

商号又は名称

代表者職氏名